

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	大阪市旭区避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	旭区役所防災安全課	
個人情報ファイルの利用目的	地震や津波、洪水などの災害時における、寝たきりの方や障がい者の方など自力で安全な場所に避難することが困難な方の避難誘導に役立てるため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 FAX番号、7 要介護度、8 自立度、9 施設種別、10 施設名称、11 介護保険被保険者番号、12 福祉台帳番号、13 障害手帳番号、14 障害総合等級、15 障害内容・等級、16 使用医療機器、17 医療機関	
記録範囲	次に該当する方で、大阪市内に届出・登録されている行政が保有する情報から抽出して登載  <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護認定で、要介護3以上</li> <li>・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上</li> <li>・重度障がい  <ul style="list-style-type: none"> <li>(身体障がい 1・2級、知的障がい A、精神障がい 1級)</li> </ul> </li> <li>・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級</li> <li>・音声・言語機能障がい 3級</li> <li>・肢体不自由(下肢・体幹機能障がい) 3級</li> <li>・人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者</li> </ul>	
記録情報の収集方法	危機管理室から名簿をデータで受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	大阪市消防局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政課(情報公開グループ)  (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	